破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６１３号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘１番地レジデンス高岡３棟808号室、住民票上の住所福岡県糸島市志摩井田原1611番地１
破産者　森山　達也
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５９号
福岡市城南区長尾４丁目６番22号
破産者　有限会社ひよこ農園
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５７号
福岡県大野城市東大利３丁目13番23号
破産者　株式会社フェリーチェ
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９７号
仙台市宮城野区田子３丁目19番55号
破産者　東北物流株式会社
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
兵庫県加古川市志方町上冨木120番地の255、主たる事業所の所在地岡山県倉敷市新田2254―１
破産者　株式会社三田ミート
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２８１号
福岡県宗像市原町200番地79
破産者　有限会社宗像基礎
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６号
群馬県太田市龍舞町5133番地リーベ・パトリー太田404号
破産者　ムラタテクノ株式会社
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３２５号
横浜市鶴見区市場上町９番20号　内山健一方、商業登記簿上の本店所在地横浜市鶴見区平安町２丁目28番地１
破産者　株式会社ラコルタ
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
岐阜市東鶉１丁目50番地１　メジャーワン502号室
破産者　坂下　　舞
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
岐阜県各務原市蘇原中央町４丁目１番地36シャルムしらとり101
破産者　伊藤　一隆
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
岐阜市住ノ江町２丁目11番地４
破産者　粂原　　良
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
岐阜県多治見市市之倉町６丁目79番地
破産者　鈴木　勝子
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市相生町４丁目401番地
破産者　有限会社大森
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
愛媛県松山市高砂町３丁目２番地20　ライブタウン高砂611号、住民票上の住所愛媛県松山市安居島甲24番地
破産者　長嶋　愛子
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５６号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多328番地
破産者　田盛　貞男
１　決定年月日　平成26年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第９９号
栃木県佐野市戸奈良町81番地１
破産者　三関　英二
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１６００号
埼玉県鴻巣市滝馬室859番地
破産者　丹羽　明美
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０１号
埼玉県鴻巣市滝馬室859番地
破産者　丹羽　美恵
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
新潟市北区新井郷153番地、住民票上の住所新潟市東区海老ケ瀬新町４番27号
破産者　本間　宗純
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
広島市安佐北区落合南２丁目１番15―103号
破産者　竹重　郁子
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部